

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4112
20年12月18日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

子どもたちに謝ってほしい！ 「さいたま新都心郵便局過労自死事件」で申し入れ



おはようございます。前号に引き続き「さいたま新都心郵便局 過労自死事件」を取り上げます。自死から10年目の命日となる12月8日朝、Tさんの妻と長男は、郵政ユニオンの仲間や弁護士、国会議員と共に日本郵政本社に対して申し入れ書を手渡しました。「レイバーネット」が、9分

間の動画で公開しています。記事を引用し紹介します。

「さいたま新都心郵便局」では、合理化の極限といわれる「トヨタ方式」が2004年に導入され、職員は心身ともに厳しい状態におかれていた。

Tさんは、この局に配転されてから「抑うつ状態」を発症し3度の病休を繰り返していたが、2010年12月8日に職場の4階から飛び降り自殺をした。「とにかくきついな！上からは「ミスるな！事故るな！残業するな！」と言われ、毎日頭のはげる思いだ」と聞いていた妻は、個人的な死として片付けようとする会社の態度に納得がいかず、3人の小学生の子供と一緒に2013年12月に裁判提訴にこぎつけた。

この間、さいたま地裁で「安全配慮義務違反」として争ってきたが、2016年10月に勝利的和解を勝ちとることができた。そして、今年3月には2年半の審査を経て労災認定がおりた。



* (青龍美和子弁護士)

先月26日の参院総務委員会では、伊藤岳参院議員(共産党)が国会質問で「さいたま新都心郵便局過労自死事件」をとりあげ、衣川社長に家族と会って謝罪するように迫った。衣川社長は「会って話を聞いてみたい」と回答したという。そうした流れのなかで、今回の申し入れが行われた。

申し入れの内容は「謝罪と再発防止の約束」を求めるもので、Tさんの妻が申入書を読み上げて職員に手渡した。職員は受け取ったのだが、2週間以内に回答することをお約束した。その間にも約30人の支援者は謝罪を求めるシユプレヒコールを上げ、ビルの中まで響き渡った。

真相究明と謝罪の要求に対して、会社はどんな回答をしてくるのだろうか。Tさんの妻は記者にこう語ってくれた。「もちろん私に謝罪してほしい。でも一番は子どもたちに謝ってほしい。当時3人の子どもたちは父を一番恋しい時に父を奪われてしまった。もう私のような思いを誰にもさせたくない」と。



申入書(本文のみ お名前はTさんとしています)

1 2010年12月8日、通知人Tさん妻の夫である故Tさんがさいたま新都心郵便局に勤務中、職場から身を投げ、命を落としました。

貴社に対する損害賠償請求訴訟は2016年10月12日に和解が成立しましたが、本年3月31日に労災保険審査官による決定により業務上災害と認定されました。

2 2016年の訴訟上の和解は、国の機関によって業務と死亡との因果関係が肯定される前の時点で、安全配慮義務違反による損害賠償請求に対して成立したものです。

本年3月31日付の労災保険審査官による業務上災害認定は、訴訟終結の後のものであり、あらためて業務上認定について貴社に見解を問う必要があります。

3 遺族・弁護士・迫及する会は、和解後に生じた労災認定という国の判断について、あらためて日本郵便の見解を問うものです。

仕事が原因で尊い命が失われたと国の機関が認定した以上、この事態について謝罪し、原因を究明して責任のある人の処分をし、二度と同じような事件が発生しないようにするための方策について、遺族と社会に対して約束すべきではないでしょうか。

なお貴社におかれましては本書面受領後2週間以内に下記通知人代理人あてご回答いただきますようお願い申し上げます。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。